

工事名： 那覇ふ頭泊地(-9.0m)浚渫工事(R6)

質問内容	<p>下記の質問がございますのでご教示願います。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 週休二日補正は“無し”でしょうか？</li><li>2. 現場環境改善費は計上“無し”でしょうか？</li><li>3. 契約保証に係る補正は（有り・無し）どちらでしょうか？</li><li>4. 攪拌混合に使用する混合材は“普通ポルトランド（バラ）”でよろしいでしょうか？</li><li>5. えい航費の1回当たりの条件は（片道・往復）どちらでしょうか？</li><li>6. えい航費の条件選定において、引船の帰港は（有り・無し）どちらでしょうか？</li><li>7. 汚濁防止膜賃料の汚濁防止膜賃貸日数は何日でしょうか？</li><li>8. 汚濁防止膜（単独φ300）の引張強度区分をご教示願います。</li><li>9. 汚濁防止枠の巻上ウインチは（有り・無し）どちらでしょうか？</li><li>10. 汚濁防止枠用のカーテンの引張強度区分をご教示願います。</li><li>11. 水底土砂溶出試験は見積もり採用でしょうか？単価の開示は可能でしょうか？</li></ol> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	--

回答)

1. 週休二日補正は、“無し”です。
2. 現場環境改善費の計上は、“無し”です。
3. 契約保証に係る補正は、“有り”補正值は0.04%です。
4. 攪拌混合に使用する混合材は、セメント（普通ポルトランド）バラです。
5. えい航費の1回当たりの条件は、片道です。
6. えい航費の条件選定において、引船帰港は”有り”です。
7. 汚濁防止膜の賃貸日数は、12日です。
8. 汚濁防止膜（単独φ300）の引張強度区分は、1000未満です。
9. 汚濁防止枠の巻き上げウインチは、“無し”です。
10. 汚濁防止枠用のカーテンの引張強度区分は、1000未満です。
11. 別紙資料（溶出試験項目）を参照し、積算資料11月号P924及び建設物価11月号P861をご確認ください。

## 溶出試験項目

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1 アルキル水銀化合物     | 18 バナジウム又はその化合物    |
| 2 水銀又はその化合物     | 19 有機塩素化合物         |
| 3 カドミウム又はその化合物  | 20 ジクロロメタン         |
| 4 鉛又はその化合物      | 21 四塩化炭素           |
| 5 有機リン化合物       | 22 1,2-ジクロロエタン     |
| 6 六価クロム化合物      | 23 1,1-ジクロロエチレン    |
| 7 ひ素又はその化合物     | 24 シス-1,2-ジクロロエチレン |
| 8 シアン化合物        | 25 1,1,1-トリクロロエタン  |
| 9 ポリ塩化ビフェニル     | 26 1,1,2-トリクロロエタン  |
| 10 銅又はその化合物     | 27 1,3-ジクロロプロペン    |
| 11 亜鉛又はその化合物    | 28 チウラム            |
| 12 ふっ化物         | 29 シマジン            |
| 13 トリクロロエチレン    | 30 チオベンカルブ         |
| 14 テトラクロロエチレン   | 31 ベンゼン            |
| 15 ベリリウム又はその化合物 | 32 セレン又はその化合物      |
| 16 クロム又はその化合物   | 33 1,4-ジオキサン       |
| 17 ニッケル又はその化合物  | 34 ダイオキシン類         |

## 【検液の作成及び測定方法】

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日 環境庁告示第14号)